H30.5月現在
岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課　地域学校連携担当

いわての「コミュニティ・スクール」

4 地域学校協働活動・地域学校協働本部

■「地域学校協働活動」は、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のことであり、その地域の推進体制例が「地域学校協働本部」です。
■教育振興運動が充実している地域や学校では、その実践組織が中心となって様々な地域学校協働活動が展開されています。
■「地域学校協働活動推進員」は、従来の「コーディネーター」であり、学校の「地域連携窓口教員」と連絡調整を図りながら、地域学校協働活動の企画や運営等、中心的な役目を担います。

5 学校運営協議会の協議事項と留意点

■協議事項（③について）
　教職員の任用に関する意見の対象として、教育委員会規則で定める事項の具体的な内容は、各教育委員会の判断に委ねられるものですが、例えば、学校運営協議会の趣旨を踏まえ、「学校運営の基本方針の実現に資する建設的な意見に限ること」や、「個人を特定しての意見ではなく、学校の教育上の課題を踏まえた一般的な意見に限ること」などが想定されています。
■留意点
　学校運営協議会は、保護者・地域住民等が学校運営協議会に参画し、目標やビジョンを共有することを可能とする仕組みです。また、この協議会の設置により、地域と連携した取組が組織的・継続的に行えることや、学校に対する保護者や地域の理解が深まるなど、学校運営の改善に関する成果が期待されています。

6 学校運営協議会の設置例

■既存の「教育振興運動実践組織」を法律が示す「運営協議会」の構成員に照らして移行させる方法が考えられます。
■既存の「学校評議員」や「学校評価委員会」等を、法律が示す構成員に増やして、「学校運営協議会」に発展させる方法が考えられます。
■協議内容を、「学校評価」等の限定されたものから、法律が示す協議内容に発展させて実施することができます。
■協議する際は、構成員が学校運営への参画意識をもち「学校の求めに応じた意見」から、「積極的に意見する」ことに留意する必要があります。

4 教育振興運動実践組織

地域学校協働活動推進員

・学校や公民館、町内会等、学校や地域の実状に応じて組織されています。

地域学校協働本部

・学校に置く場合が多いですが、教育委員会に置くことも可能です。

地域

両輪で進める、より適切※で効果的な連携・協働

学校

4 地域連携窓口教員

学校を核とした地域づくり

・地域学校協働活動のボランティア等への積極的な参加
・地域コミュニティの活性化

地域とともにある学校づくり

・「社会に開かれた教育課程」の実現

まなびフェスト

いわて型CSをCS（文科省）へ発展的に移行
地域と学校の目標や取組の共有を図る手段として、「まなびフェスト」を活用

5 《協議事項》
①学校の運営に関する基本方針（要承認）
②学校運営及び学校運営への必要な支援
③教職員の任用（具体は規則で定める）

5 《協議上の留意点》
①目標やビジョンの共有
②組織や連携のしくみの確認
③役割を明確にした取組
④成果や課題の共有

2 学校運営協議会

教育委員会規則

教育委員会 1

6
地域住民 / 民生児童委員 / 推進員 / 教振会長 / 保護者 / 学校長 3

※地教行法で示す学校運営協議会構成メンバーの例

「早寝早起き朝ごはん」運動

社会参加活動

「情報メディアとの上手なつきあい方」をめざした取組

「読書活動の推進」のための取組

「家庭学習の充実」のための取組

郷土芸能

読み聞かせ

学習支援（ゲストティーチャー）

環境整備

登下校の見守り

地域や学校の実状に応じた地域学校協働活動の充実を図ります。 4

・学校運営協議会で決定した事項を「地域学校協働本部」や「教育振興運動実践組織」が中心となって具現化に努めます。

連携・協働の推進体制整備

教育振興運動

・本県の地域と学校の連携・協働の基盤となる運動。地域や学校の実状に応じて、理念や既存の取組を積極的に活用します。

1 教育委員会

■教育委員会規則で定めるところにより、その所管する学校ごとに学校運営協議会を置くように努めなければなりません。
■２つ以上の学校に、１つの学校運営協議会を置くことも可能です。
■対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、運営協議会から述べられた意見を尊重するようにします。
■学校運営協議会の運営が適性を欠くことにより、対象学校運営に現に支障が生じ、又は生じる恐れがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならなりません。

2 学校運営協議会

■学校運営協議会は、当該学校の運営及び運営に必要な支援に関して協議する機関です。
■学校運営協議会の委員は、教育委員会が任命します。
■対象校の校長は、委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができます。
■学校運営協議会は、当該学校の運営及び運営に必要な支援に関し、学校の所在する地域の住民、在籍する児童生徒、保護者その他の関係者の理解を深めるようにします。
■学校運営協議会は、学校との連携・協力の推進のため、対象学校の運営及び運営に必要な支援に関する協議の結果等の情報の積極的な提供に努めるようにします。

3 校長の役割

■運営協議会の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができます。
■学校の運営に関して、教育課程の編成、その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成します。
■作成した基本的な方針を学校運営協議会で説明し、承認を得るようにします。
■あくまでも学校の運営責任者は校長であり、学校運営協議会が校長の代わりに学校運営を決定・実施するものではありません。

※地域と学校の連携・協働にあたっては、地域や学校の規模等の実状をふまえ学校の過負担とならないよう充分に留意し、現在全国的に取り組まれ始めている「働き方改革」の取組状況を念頭に置きながら適切に進めることが大切です。